

静岡市総合運動場条例の一部改正について

静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年11月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市総合運動場条例の一部を改正する条例

静岡市総合運動場条例（平成15年静岡市条例第123号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2体育館の利用料金の限度額の表中

「

専用利用	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	6,480円	4,320円	4,320円	12,960円
		生徒等	4,560円	3,040円	3,040円	9,120円
	その他の場合	32,400円	21,600円	21,600円	64,800円	

を

「

専用 利用 室	アリーナ	アマチュアスポーツ又はレクリエーションに利用する場合	一般	6,480円	4,320円	4,320円	12,960円
			生徒等	4,560円	3,040円	3,040円	9,120円
		その他の場合	32,400円	21,600円	21,600円	64,800円	
	多目的室	多目的室1	1,080円	720円	720円	2,160円	
		多目的室2	1,560円	1,040円	1,040円	2,640円	
多目的室3		1,380円	920円	920円	2,760円		
		多目的室4	1,380円	920円	920円	2,760円	

に

」

	多目的室 5	1,080円	720円	720円	2,160円
--	--------	--------	------	------	--------

」

改め、別表第2の3 武道場の利用料金の限度額の表備考中13を14とし、12を13とし、11の次に次のように加える。

12 冷暖房設備を利用する場合の利用料金の限度額は、冷暖房設備の利用の時間1時間につき2,120円をこの表による金額に加算した額とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第2の3 武道場の利用料金の限度額の表備考の改正規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。